

**2017年度同志社大学大学院司法研究科**  
**前期日程入学試験問題解説**  
**民事訴訟法**

本年度前期入学試験・民事訴訟法の問題は、簡単な設例をもとに、民事訴訟法上の基本論点である処分権主義と弁論主義にかかわる諸問題について、基本的な概念や具体的な条文とを関連づけて、正確に理解しているかを問うものである。

まず、問(1)では、処分権主義のうち申立事項と判決事項との関係について、民訴法246条の理解を問うものである。民訴法246条の趣旨を正しく踏まえた上で、原告の判決要求(3,000万円のうち2,000万円の支払請求)を上回る判決(2,500万円の支払いを命ずる判決)ができないことを論じ、それが明示の一部請求の場合であっても(問(3)とも関係するが、審判対象は債権の全体であるとしても)、訴えの変更手続によらない以上、残部請求(債権総額のうち、申立てを上回る部分である500万円)にかかる部分については認容することができない、ということの説明することが求められている。

次に、問(2)では、民法722条の定める過失相殺が、不法行為に基づく損害賠償請求における損害の公平な分配という視点に基づき、職権によって行われることを踏まえた上で、それでは、当事者の主張していない事実を基礎として、過失相殺をすることが認められるかということを検討するものである。ここでは、弁論主義の第1テーゼが訴訟資料と証拠資料との峻別という意味を含んでいることを、正しく理解していることも問われている。

最後に、問(3)では、明示の一部請求と過失相殺との関係について、具体的な審理の方法と判決の内容について、検討することが求められている。判例(最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁、最判平成6年11月22日民集48巻7号1355頁)は、外側説を採用するが、明示の一部請求における訴訟物と既判力の客観的範囲との関係に照らした場合、同説を採用することは自明のものではないため、その理由を詳しく論ずることが求められる。